

申請時の添付資料について

No.	質問	回答
1	提出書類の「労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し」はどの時点のものを提出すればよいですか？	賃金改定前及び賃金改定後の両方を提出してください。また、労働条件通知書等の写しには賃金額が記載されていることを確認し提出してください。
2	賃金台帳はどの期間のものを提出すればよいですか？	賃金改定前から申請時までの支給が確認できる賃金台帳を提出してください。
3	賃上げ促進税制による控除を受けていないことが確認できる書類とは、何を添付すればよいですか？	法人の場合は法人税申告書別表1、別表6（6）の写し、個人事業主の場合は確定申告書第1、第2表の写しなどを添付してください。
4	賃上げ促進税制による控除を受けていないことを証明する資料は、いつ時点のものを添付する必要がありますか？	申請時の直近のものを添付してください。
5	労働条件通知書や賃金台帳はどのような様式であればよいですか？	賃金等の必要な内容が確認できれば、独自に作成している様式で申請が可能です。 なお、サンプルとして厚生労働省の様式がありますので参考としてください。 【参考】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html
6	ネットバンキングのため預金通帳がない場合はどうすればよいですか？	WEBページのスクリーンショットの写しなど振込口座に関する情報が記載されているものを添付してください。